昭和六十一年法律第六十一号

確保を図るための特別措置に関する法律 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の

第一条 この法律は、 康勘定への繰入れの特例に関する措置を定める繰入れ及び一般会計からの厚生保険特別会計健 ものとする。 般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の する措置を定めるとともに、同年度における一 るため、同年度における公債の発行の特例に関 保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資す かんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確 の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに 昭和六十一年度における国 2

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三 ことができる。 の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行する の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会 行する公債のほか、昭和六十一年度の一般会計 十四号)第四条第一項ただし書の規定により発

年六月三十日までの間、行うことができる。こ の歳入とする。 同項の公債に係る収入は、昭和六十一年度所属 の場合において、同年四月一日以後発行される 前項の規定による公債の発行は、昭和六十二

ければならない。 政府は、第一項の議決を経ようとするとき 同項の公債の償還の計画を国会に提出しな

3

国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わな 法律第二十三号)第四十六条第一項及び第四十 ついては、特別会計に関する法律(平成十九年政府は、第一項の規定により発行した公債に いよう努めるものとする。 七条第一項の規定による償還のための起債は、

5 減債に努めるものとする。 の起債を行つた場合においては、その速やかな 又は第四十七条第一項の規定による償還のため ついて特別会計に関する法律第四十六条第一項 政府は、第一項の規定により発行した公債に

金の繰入れの特例) (一般会計からの国債整理基金に充てるべき資

第三条 昭和六十一年度において、国債整理基金 び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しな還に充てるべき金額については、同条第二項及から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償 特別会計法第二条第一項の規定により一般会計

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定へ

第四条 規定する国庫補助に係るものについて、これら 律第七十号)第七十条ノ三第一項及び第二項に 計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れに 入れるものとする。 の額の合算額から千三百億円を控除して、 ついては、同年度の健康保険法(大正十一年法 政府は、昭和六十一年度における一般会

ける厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状 講じなければならない。 の金額を繰り入れる措置その他の適切な措置を 般会計から当該勘定に千三百億円に達するまで 況を勘案して、予算の定めるところにより、一 の適正な運営が確保されるために、各年度にお 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三号) 附 則 抄 (平成一九年三月三一日法律第二

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施 第三百九十二条 附則第二条から第六十五条ま 行し、平成十九年度の予算から適用する。 (その他の経過措置の政令への委任)

三百八十二条から前条までに定めるもののほ か、この法律の施行に関し必要となる経過措置 で、第六十七条から第二百五十九条まで及び第 政令で定める。

附 則 七六号) (平成二五年一一月二二日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日 規定は、平成二十六年度の予算から適用する。 する法律(以下「新特別会計法」という。)の 施行し、この法律による改正後の特別会計に関